

県民の皆様へ



第131代
議長
山本 徹



第126代
副議長
井上 学

富山県議会は、県民の皆様が豊かで、安全に安心した生活が営める元気な富山県を築くため、本県の有する豊かな可能性や魅力を存分に引き出すことに全力で取り組みます。

このため、県民の皆様の多様な意思を県政に反映し、議論を尽くすとともに、積極的に議会改革に取り組み、皆様に信頼され、期待される議会となりますよう、最大限の努力をしております。

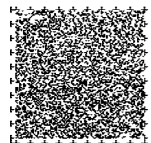
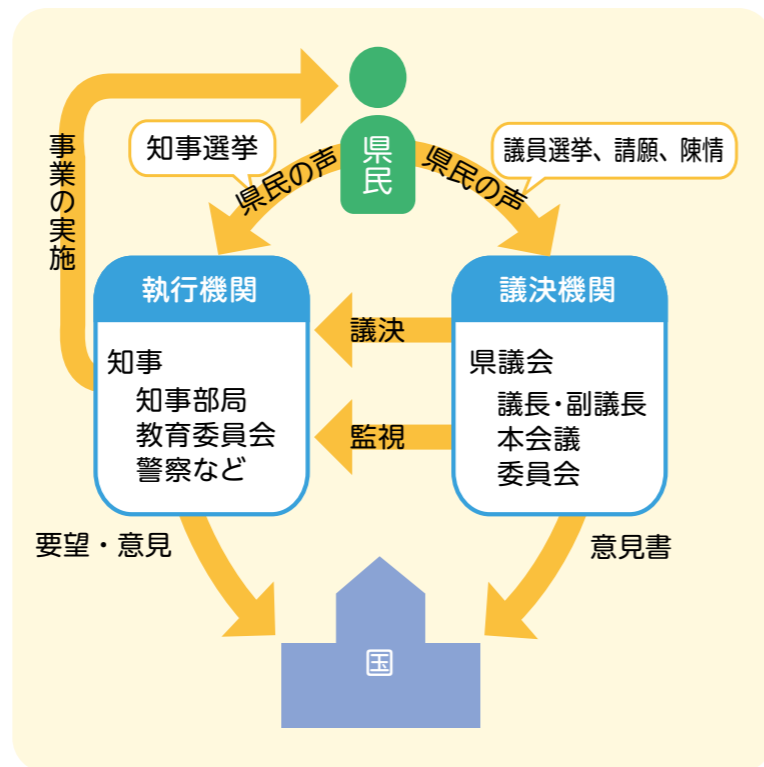
議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議会を運営し、議会を代表します。副議長は、議長が病気その他事故があるとき、また議長が欠けたとき、議長の代わりを務めます。

県議会の役割

県議会は、県民の皆様が選んだ代表者（議員）が集まって、豊かで住みよい富山県にするために話し合い、条例や予算など県政の基本的な方針を決定する場であり、議決機関と呼ばれています。

知事をはじめとする執行機関は、県議会で決められた方針に従って各種の事業を実施しますが、県議会は、事業が本当に県民のためになったかどうかについて調査や検査などをする監視機能を有しています。



県議会のしごと

議決

- ・ 条例の制定、改正、廃止を議決します。
- ・ 予算を定め、決算を認定します。
- ・ 重要な契約や財産の処分など、法に定められた事項について議決します。

選挙

議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。

同意

副知事、各種委員など、知事が選任する重要な人事は、事前に議会の同意が必要です。

請願・陳情の審査

県民から提出された請願や陳情を審査し、適当なものは県政に反映させます。

意見書の提出

県民の福祉の向上などに関する事項について、議会の意思を意見書にまとめ、政府や国会に提出します。また、決議という方法で議会の意思を表明することもあります。

検査・調査

議会で決めたとおりに県の仕事が行われたかどうか検査し、調査します。必要に応じて執行機関に報告を求め、事情を聴取したり、関係人を呼んで証言を求めます。

議案が可決されるまで

